

平成30年9月14日

## 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、「深海の恵と大地の力」と称する健康食品のお試し品（以下「本件商品」といいます。）を販売する電話勧誘販売業者である株式会社薬慎童（本店所在地：福岡県福岡市博多区）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第23条第1項の規定に基づき、平成30年9月15日から同年12月14日までの3か月間、電話勧誘販売に関する業務（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第22条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。
  - ① 同社は、特定商取引法第16条に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第19条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第22条第1項第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」といいます。）第23条第2号に該当する消費者の判断力の不足に乗じて本件商品の売買契約を締結させる行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成30年10月15日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。
  - ② 同社は、前記違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。
- 認定した違反行為は、勧誘目的等の明示義務違反、契約書面の交付義務違反（記載不備）及び判断力不足便乗です。
- また、消費者庁は、同社の代表取締役岸川慎吾、取締役宮木厚及び営業部長中村一登に対し、本日、特定商取引法第23条の2第1項の規定に基づき、

平成30年9月15日から同年12月14日までの3か月間、前記業務停止命令により同社に対して業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

○ 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、岸川慎吾、宮木厚及び中村一登に対する業務禁止命令の詳細は別紙2～4のとおりです。

1 同社は、消費者宅に電話をかけ、当該電話において、本件商品の売買契約の締結について勧誘（以下「電話勧誘行為」といいます。）を行い、当該消費者（以下「電話勧誘顧客」といいます。）から、本件商品の売買契約の申込みを電話により受け、又は電話勧誘顧客と本件商品の売買契約を電話により締結しているものであることから、同社が行う本件商品の販売は特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に該当します。

2 消費者庁が認定した違反行為は次のとおりです。

(1) 同社は、電話勧誘販売をしようとするとき、「こんにちは。薬慎童です。」「体調はいかがですか。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、その相手方に対し、商品の種類及び売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていませんでした。

(勧誘目的等の明示義務違反)

(2) 同社は、遅くとも平成30年1月25日以降、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と本件商品の売買契約を締結したときに、購入者に対して本件商品の売買契約の内容を明らかにする書面を交付していましたが、当該書面には次のアからウまでの事項が記載されていませんでした。

ア 施行規則第17条第1号に規定する「代表者の氏名」

イ 施行規則第17条第2号に規定する売買契約の締結を担当した者の氏名

ウ 施行規則第19条第2項の規定により赤字の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」

(契約書面の交付義務違反)

(3) 同社は、電話勧誘販売をしようとするとき、認知症と認められる者に対して勧誘し、本件商品の売買契約を締結させ、もって消費者の判断力の不足に乗じ、本件商品の売買契約を締結させていました。

(判断力不足便乗)

3 また、同社の代表取締役岸川慎吾及び取締役宮木厚は、同社の役員であり、同社が停止を命ぜられた電話勧誘販売に関する業務（勧誘、申込受付及び契約締結）の遂行に主導的な役割を果たしていました。

同社の営業部長中村一登は、同社が停止を命じられた電話勧誘販売に関する業務（勧誘、申込受付及び契約締結）を統括する者であり、かつ、特定商取引法第23条の2第1項第1号に規定する使用人として、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

#### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※ 一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

## 株式会社薬慎童に対する行政処分の概要

### 1 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社薬慎童（法人番号3290001052447）
- (2) 代表者：代表取締役 岸川 慎吾（きしかわ しんご）
- (3) 本店所在地：福岡県福岡市博多区比恵町1番18号
- (4) 資本金：300万円
- (5) 設立：平成22年12月20日
- (6) 取引類型：電話勧誘販売
- (7) 取扱商品：「深海の恵と大地の力」と称する健康食品

### 2 事業概要

株式会社薬慎童（以下「同社」という。）は、消費者宅に電話をかけ、当該電話において、「深海の恵と大地の力」と称する健康食品のお試し品（以下「本件商品」という。）の売買契約の締結について勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）を行い、当該消費者（以下「電話勧誘顧客」という。）から本件商品の売買契約の申込みを電話により受け、又は電話勧誘顧客と本件商品の売買契約を電話により締結しており、本件商品の電話勧誘販売を行っていた。

### 3 処分の内容

#### (1) 業務停止命令

##### ア 内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- ② 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。
- ③ 同社の行う電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

##### イ 停止命令の期間

平成30年9月15日から同年12月14日まで（3か月間）

#### (2) 指示

ア 同社は、特定商取引法第16条に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為、特定商取引法第19条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第22条第1項第5号の規

定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 23 条第 2 号に該当する消費者の判断力の不足に乗じて本件商品の売買契約を締結させる行為を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成 30 年 10 月 15 日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ 前記違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開する 1 か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

#### 4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項

#### 5 処分の原因となる事実

同社は、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売により本件商品を購入する者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

##### （1）勧誘目的等の明示義務違反（特定商取引法第 16 条）

同社は、電話勧誘販売をしようとするとき、「こんにちは。薬慎童です。」「体調はいかがですか。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、その相手方に対し、商品の種類及び売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。

##### （2）書面交付義務違反（特定商取引法第 19 条第 1 項）

同社は、遅くとも平成 30 年 1 月 25 日以降、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と本件商品の売買契約を締結したときに、購入者に対して本件商品の売買契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次のアからウまでの事項が記載されていなかった。

ア 施行規則第 17 条第 1 号に規定する「代表者の氏名」

イ 施行規則第 17 条第 2 号に規定する売買契約の締結を担当した者の氏名

ウ 施行規則第 19 条第 2 項の規定により赤字の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」

##### （3）判断力不足便乗（特定商取引法第 22 条第 1 項第 5 号）

同社は、電話勧誘販売をしようとするとき、認知症と認められる者に対

して勧誘し、本件商品の売買契約を締結させ、もって消費者の判断力の不足に乗じ、本件商品の売買契約を締結させていた。

## 6 勧誘事例

### 【事例1】（勧誘目的等の明示義務違反）

同社の従業員Zは、平成30年6月頃、消費者Aの自宅に電話をかけ、Aに対し、「こんにちは。薬慎童です。」、「以前、御主人にお電話させていただいたときに、奥様に伺ってみよう言われましたのでお電話しました。」と言うと、そのまま話を続けて、「体調はいかがですか。胆のうが悪いということでしたが、いかがですか。」などと聞いた。Aは、Zが世間話のような会話を続けて、本題を切り出さないの、「何ですか。」と尋ねた。すると、Zは、「お試し品をどうですか。」と本件商品を勧め、その際、Zは、「鮫」の成分が入っている商品だということとは話していたが、商品名や値段については説明しなかった。

### 【事例2】（判断力不足便乗）

同社の従業員Yは、平成30年2月頃、消費者Bの自宅に電話をかけ、本件商品の勧誘を行って、売買契約を締結させた。消費者Bは、平成29年3月頃には、アルツハイマー型認知症と診断され、家族やケアマネージャーの介護がなければ生活が困難な状態にあった。

## 岸川 慎吾に対する行政処分概要

### 1 名宛人

株式会社薬慎童 代表取締役 岸川 慎吾 (以下「同人」という。)

### 2 処分の内容

#### (1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

#### (2) 業務禁止命令の期間

平成30年9月15日から同年12月14日まで (3か月間)

### 3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第23条の2第1項

### 4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社薬慎童 (以下「同社」という。) に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、同社が停止を命じられた電話勧誘販売に関する業務 (勧誘、申込受付及び契約締結) の遂行に主導的な役割を果たしていた。

宮木 厚に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社薬慎童 常務取締役 宮木 厚（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年9月15日から同年12月14日まで（3か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社薬慎童（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、同社が停止を命じられた電話勧誘販売に関する業務（勧誘、申込受付及び契約締結）の遂行に主導的な役割を果たしていた。



中村 一登に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社薬慎童 営業部長 中村 一登 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

ア 電話勧誘販売に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 電話勧誘販売に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 電話勧誘販売に関する売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年9月15日から同年12月14日まで (3か月間)

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第23条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社薬慎童 (以下「同社」という。) に対し、特定商取引法第23条第1項の規定に基づき、同社が行う電話勧誘販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社が停止を命じられた電話勧誘販売に関する業務 (勧誘、申込受付及び契約締結) を統括する者であり、かつ、特定商取引法第23条の2第1項第1号に規定する使用人として、同社が停止を命じられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。